

東京都認知症施策推進会議 認知症当事者部会（仮称）の設置について

資料5

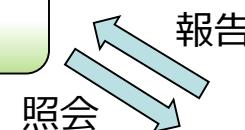
東京都認知症施策推進会議の概要

- 【目的】** 認知症の人やその家族に対する支援体制の構築に向けた方策について検討
- 【根拠】** 認知症施策推進事業実施要綱
- 【検討事項】**
- (1) 共生社会の実現を推進するための認知症基本法第12条に定める都道府県計画に関する事項
 - (2) 認知症支援体制の推進に関する事項
 - (3) 都と区市町村、介護・医療関係者、団体・企業及び都民等の役割分担や連携に関する事項
 - (4) 都民や関係者に向けた啓発に関する事項 等

会議体の構成

東京都認知症施策推進会議 ※第10期（R7～R8年度）

学識経験者、介護・医療関係者、行政関係者、都民、当事者等で構成（23名）



東京都認知症施策推進会議認知症当事者部会（仮称） ※新たに設置

第10期スケジュール（予定）

R8年度の会議開催回数は未定

令和7年度		令和8年度			
委員改選	★第1回会議 ◆当事者部会	第2回会議★	★	★	★
			◆当事者部会	計画見直しの検討	
現行計画の進行管理					
【都】区市町村現況調査		【都】区市町村現況調査			現行計画見直し

認知症当事者部会（仮称）

【目的】 都の認知症施策について、当事者（本人・家族）の声・ニーズを的確に把握し、施策の充実につなげる

※併せて、R7年度に改訂・改修予定のリーフレットやHPについて、当事者の視点から意見等をいただく

【根拠】 認知症施策推進事業実施要綱第4の7に定める**専門部会**として新規に設置

東京都認知症施策推進計画において、「**認知症のある人及び家族から意見を聴く場を設置**」と明記

【委員】 **認知症当事者（とうきょう認知症希望大使）やその家族を中心に15名程度** ※委員案は別紙のとおり

【運営】 •本人と家族の参加する会を分けて開催

•本人が参加しやすいよう、本人の会は時期、場所（区部、市町村部）を変更して複数回開催

•本人の参加が難しい場合には、事務局による個別聞き取りなどで対応

•会議は非公開・資料・議事要旨は原則公開

部会のR7年度スケジュール

4～6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	★推進会議 部会設置の決定							★推進会議 部会の報告	
	委員選任	◆部会① (本人)	◆部会② (家族)	◆部会③ (本人)					

9/1～ とうきょう認知症希望大使【第3期】

認知症当事者部会（仮称）の委員案

No.	区分	所属・役職	備考
1	学識経験者	推進会議委員	部会長候補
2		東京都健康長寿医療センター	当事者の社会参加等に見識のある研究者
3		東京都健康長寿医療センター	
4	当事者 (本人)	とうきょう認知症希望大使	今期・次期大使
5		とうきょう認知症希望大使	今期・次期大使
6		とうきょう認知症希望大使	今期・次期大使
7		とうきょう認知症希望大使	今期・次期大使
8		とうきょう認知症希望大使	今期・次期大使
9		とうきょう認知症希望大使 又は 区市町村推薦	次期大使など
10		公益社団法人認知症の人と家族の会東京都支部	
11	当事者 (家族等)	若年性認知症家族会彩星の会	
12		(家族の会から推薦)	
13		(彩星の会から推薦)	
14		(若年性認知症総合支援センターから推薦)	
15		(若年性認知症総合支援センターから推薦)	